

巴里大博覽會

巴里大博覽會より開する報告
本月六日より佛國巴里に開設したる萬國大博覽會に關する詳細の報告を得んが爲め開會中在倫敦の高橋義雄氏を特別通信委員として巴里府に出張滞在せしめたれば同博覽會の實況に就ては精確の記事を時事新報より擲げて讀者に報告するを得べし

時事新報ノ一金三月ノ不満日一日半休日セハ其代價送
送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送達スルモノニ限り右定額ノ外ニ送
月二十六錢ノ送送料ヲ申タク

字帖

卷之三

よれば公園地の數は總計四十九にして中には今度新たに定めたるものあれど右は僅々二三に過ぎずして他は皆

在來の箇所を以て之に充てたり本來府下に公園地を設くるは何の爲めあるや文明の花として壯觀を示さんが爲めか抑も亦細民の陋屋又窮居するを憐み遊樂逍遙の地を與へ其健康を助けんとする實際上の必要も出でしものか若しも後者にありとすれば今之の公園の配置は果して當を得るや否や少しく疑なき能はず試み見よ上野、淺草、九段坂の公園の如きは可あり公園の目的を達して樹下水邊に徘徊する者少なからざれども是れさへ中等社會以上の尊らゝ所となり恩澤未だ普く下民に及ばず其他に至ては多くは塙末の隱所に屬するが故に國內常々寂寞として人の訪ふ者甚だ稀あり廣大なる地所を占領して唯空しく一の壯觀も過ぎずとありては我輩は經濟上聊々異論なきもと能はざるあり今事の實際に就いて申さんよ車馬にて街路を通行するの際最も懸念に堪へざるは路傍の小兒もして萬一怪我もやせしりんとて往くく配慮に崩を躊躇かす又その一方には小兒も車馬の来るよ狼狽して心安らかよ遊戲するふど能はず雙方ともよ氣遣はしければ何卒して小兒の厄介を除かんと欲すれども家は固より矮陋よして身を置くに所なく窮屈ある上よ時々親々の仕事を妨害して叱り懲らざるゝともあれば是非とも往來の眞中に出でざるを得ず若しも其近傍に公園地の設けあらば小兒は相率るて之よ赴き又前の如き恐れを惧るしよ足らざるべし即ち公園の効能よして此等の點より見るときは塙末よ廣く構ふるよりも寧ろ中央雜沓の場所を撰み面積を狭くして數多きを得策とすべし况んや火事變災の折柄よは選場所として効用をあすべきに於てをや此回の改正設計は断じて充分ありと云ふ可らず斯く云へば人或は詰る者ありて公園地を中央雜沓の地よ相すべしとは成程其の意を得たれども金の出處を奈何せんと問ふ者あるべし是は左程に苦慮するまでもなく在來の公園地は坪體も甚だ廣く高雅の地所も少なからざれば神社佛閣の存する所には其周圍を切詰りて區割を設け他は都で之を賣却すべし或は市内中央の地は直段割合に高きが爲

○大時四十分・五時十五分、八時二十分・三時三十分、四時五十分(急行)○六時、七時二十五分(立行)・九時・十時・十一時二十
分(急行)○二時二十分・三時・八時二十五分(立行)・九時・十時
一分(急行)○六時、七時三十五分・八時四十五分(急行)○
九時四十五分(急行)○六時三十分・七時二十分・八時、九時四十五分(急行)○十時二十分・十一時十二時(急行)○十後一時卅分、三時三十分、四時

潮發上り 午前七時五分、八時四十五分、十時二十八分、午後二時五十五分、四時十五分、六時十五分、八時三十五分
○新橋移居濱松名古屋長崎往來時刻 新橋移居午前六時、十時半後一時三十分、〇解闇時(下り) 午前七時三十五分、十一時四十分、午後四時(上り) 午前六時二十分、十一時四十五分、午後二時五十分〇東京大阪(下り) 午前九

明治廿二年近衛兵新兵配属表										五 月 廿 八 日
所管										陸軍大臣伯爵大山
近衛										總
守	守	撰	横	須	賀	兵	水	小	火	計
保	佐	景	兵	兵	兵	兵	兵	計	夫	計
小	火	水	小	火	水	小	火	四	火	四
計	計	計	計	計	計	計	計	七	計	九
四九五	四七	○	○	○	○	○	三一	二六	二一	四四八
二大五	五五	○	○	○	○	○	五五	三〇	一九四	二一〇
二三八二六六	四四	○	○	○	○	○	二四	二三	一二	二二九
三〇六	四三	○	○	○	○	○	一三	一三	一三	二二九
二五五	六三	○	○	○	○	○	六三	二九	一八	一八
一八二五	五三	四〇	一八	二二	二二	七	七	一五	一五	三〇五

所管	兵種	步兵	騎兵	砲兵	兵兵
近衛		千三百八十	八十二	百〇七	
第一師團		千九百八十四	八十三	二百五十一	
第三師團		千九百二十七	六十二	二百八十二	
第四師團		千九百四十一	〇	二百五十一	
第五師團		千九百四十九	四十五	二百五十五	
第六師團		千九百二十九	六十二	二百五十三	
海軍	總計	千九百二十四	四十三	二百六十一	
總	一萬三千九百三十四	三百七十五千六百五十五	〇	〇	〇

が可らず然ば東京府にて所有する官有地の幾分を
せて賣拂ふ亦可あらん我輩は唯無用の壯觀を示す
公園地の本色に非ずとして爰に私案を呈するのみ
芝居の時間 東京の芝居は其開場の時間を日よ八時間と限られ
が爲めに往々脚色の首尾を全うするふと能はずし
見物人の遺憾は申すまでもなく役者共も十分に技倅
伸ばすふと能はずとて籍に苦情を鳴らす者さへある
し抑も日本の流儀は古來芝居と云へば終日十餘時間
打通しまする慣行にて久しく其風を成したるゆゑ今迄
餓に八時間と限られては色や不都合のあるふとあらう
或る説に仕事に忙しき都下の人々終日芝居を見る
暇はなき筈ありと云ふ者あれども是れは傍より入ら
る注文みて芝居も亦是れ賣買の品なれば唯買人の意
に叶ふを専一にす可きのみ時間の長短は素人の隙を
容る可き限りにあらず然ば此制限は多人數を一處に
群居せしめては健康又害ありと云ふ衛生上の注意又
でたるものか、至極尤も聞ゆれども人間の群居不善
しきものあり例へば汽車の下等客の如きも前年東京橋
演問、神戸大坂間、あとよ限りたる時は車中僅に一時
間の辛抱なれば一車より十人を詰込みて何の苦しみも
も覺えざりしよ今日は東京より仙臺へ十二時間、長崎
の其間恰も澤庵押し同様の窮屈に堪へざる可らず又東

明治廿二年	內閣總理大臣伯爵黒田清隆
五月廿五日	内務大臣伯爵松方正義
	陸軍大臣伯爵大山巖
	海軍大臣伯爵西郷從道
勅令第七十一號	表

て佐幕論を唱へ當時大々藩中の士氣を喚起し世人をし
て天下反逆の謀主と呼ばしめたる者は仙臺藩の大童信
太夫氏あり舊幕府の末年攘夷の論議四方に轟しく腰
間三尺の氷以て外人の膽を冷からしむる際衆群を排し
て獨り泰西を説き同藩中の有志に西洋思想の分子を吹
込し者は大童信太夫氏なり氏は仙臺藩の留主居として
毎に江戸愛宕下の仙臺邸にあり當時國守大名の所謂か
留守居ある者は驟者極まりなく酒樓遊廓劇場相撲等八
百八町も遊戯の全體を掌握せしが如く黄金の光り赫灼
として八隅隈あく照り輝せり此時に當て獨り大童氏
は峻嚴奇抜自ら居り當て游戯の群も入らず平生樂む所
は壯年子弟を養成して後の傑士を造るに在り就中最も
好んで洋學書生を引き洋書を讀ましめ外國新聞を譯せ
しめ意相通すれば膝を拍て喜ぶ其状恰も他の留守居等
が絃妓に戯れて餘念なきが如しと云ふ此ふ江戸鐵砲
洲に世の風塵と避けて一學舎を構へ同志相結托して洋
書を講ずる者わり舎の長は即ち今の蘭潭先生にして數
十名の書生舎中も出入し世間意氣相授する者に違へば
互に來往して西洋を既く大童氏は自ら洋書を縹くと能

兵	輜	重	兵	輜	重	卒	水	兵	火	夫	計
○	五十一		○	五十一		○	○	○	○	○	○
百十三	七十二	三百六十一	百十四	七十八	三百六十	○	○	○	○	○	千五百三十
百十三	七十九	三百六十	百十二	七十九	三百六十	○	○	○	○	○	二千八百六十三
百十三	六十六	三百六十	百十	六十三	三百六十	○	○	○	○	○	二千八百三十三
百十	六十四	三百六十	百十	六十三	三百六十	○	○	○	○	○	二千七百四十三
○	○	○	百六十六	百六十六	百六十六	○	○	○	○	○	二千七百八十一
二十二	四百二十二	三千百六十	百六十六	百三十九	百三十九	○	○	○	○	○	三千七百七十七
二十二	四百二十二	三千百六十	百六十六	百三十九	百三十九	○	○	○	○	○	三千七百六十二
二十二	四百二十二	三千百六十	百六十六	百三十九	百三十九	○	○	○	○	○	三千七百六十三
二十二	四百二十二	三千百六十	百六十六	百三十九	百三十九	○	○	○	○	○	一萬八千五百七十三

はすと雖も熱望するが如き酒を與へ志の書生之常に頻繁ある時勤王佐幕の如く一敗一勝の如きの家老に但してありて佐幕論に従事ある折の腕と頬む人は誰であるかりて左提右挈爲す一日官軍殊に芝新錢氏は邸の記録も即夜邸内火も亦知る者在りて仙臺の如きを割て仙臺の如きを家名斷絶